



# 砺波総合病院から

市立砺波総合病院 ☎32-3320

病院的ホームページもご覧ください。

## 居宅介護支援事業所を 設置しました

平成29年4月から、市立砺波総合病院内に「市立砺波総合病院居宅介護支援事業所」（以下「居宅介護支援事業所」といいます）を設置しました。

### 居宅介護支援事業所とは

「居宅介護支援事業所」は、介護を必要とする方の心身の状態やご本人・ご家族のご意向をお聞きし、適切な居宅サービスが利用できるような計画を作成するなど、在宅での介護を支援する事業所です。

### 居宅介護支援事業所の業務

「居宅介護支援事業所」では、介護保険サービスの専門家である介護支援専門員（ケアマネジャー）が次のような利用者からの悩みや相談に応じます。

- ① 介護相談  
介護を必要とするご本人やご家族の困りごとをうかがいます。
- ② 各種サービスの連絡調整  
連絡や手続きなど介護保険サービス利用のお手伝いをいたします。
- ③ 介護申請  
介護認定・介護更新の申請のお手伝いと代行をいたします。
- ④ ケアプラン作成  
利用者の希望にそった居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。

### 居宅サービス計画書 （ケアプラン）

介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の心身の状況や置か

れている環境に応じて作成した利用計画書のことです。要介護認定を受けて、介護保険サービスを利用する際に必要となります。

### 地域包括ケアシステムの実現

市立砺波総合病院は、国が推進している地域包括ケアシステムの一翼を担うことを求められています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい生活を最後まで送れるように、地域がサポートしあう社会のシステムのことを指しますが、このシステムの中で、当院の地域包括ケア病棟と訪問看護ステーションは重要な役割を担っています。

地域包括ケア病棟は、国が提唱している「時々入院、ほぼ在宅」を実現するために欠かせない在宅・生活復帰支援専門の病棟です。

その橋渡しとなる訪問看護ステーションの強化策として、院内に「居宅介護支援事業所」を設置したことで、同じ院内にある「総合病院地域包括支援センター」（街なか包



括）」と円滑な連携を図ることができ、入院中の利用者への支援体制が充実しました。

今後は、訪問看護と介護の連携をより一層推進するため、「機能強化型」訪問看護ステーションの体制整備を図ります。これによって地域の在宅医療の支援体制がさらに充実するものと考えています。